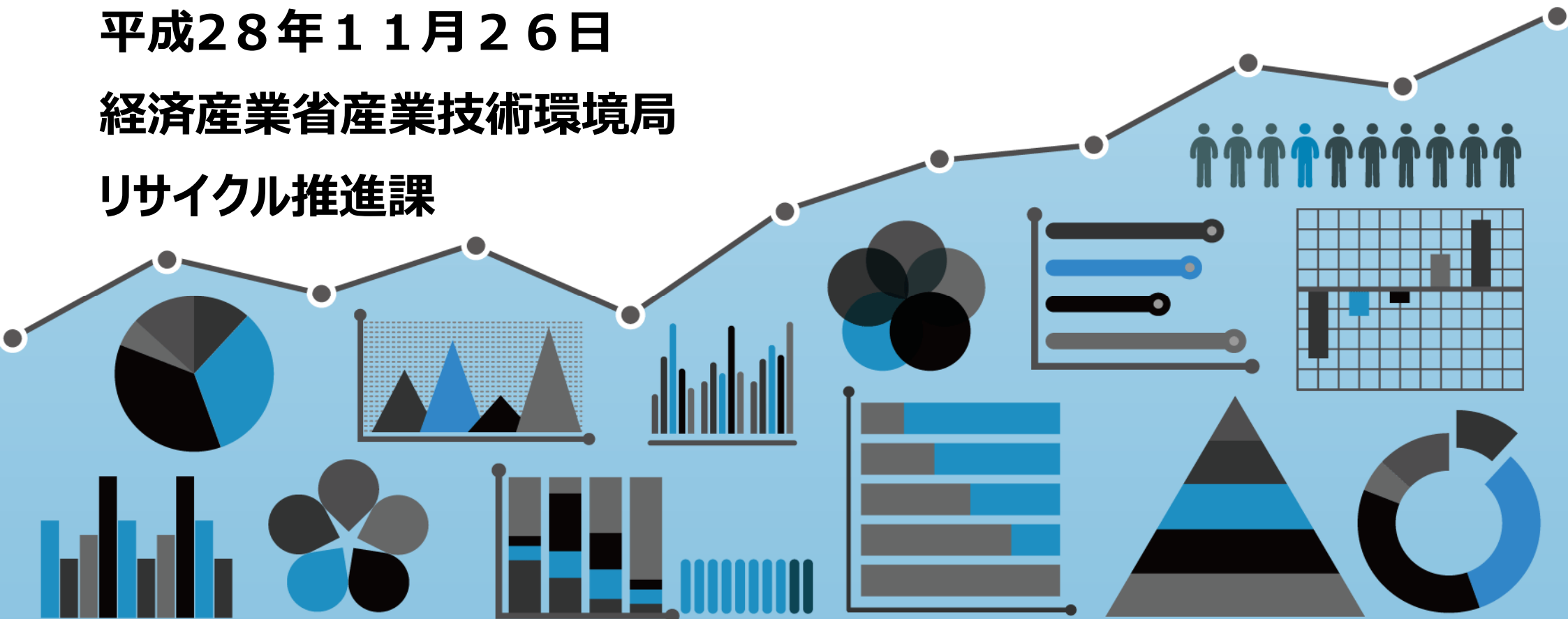


日本国政府の資源循環政策の現状と今後の展開

平成28年11月26日

経済産業省産業技術環境局

リサイクル推進課

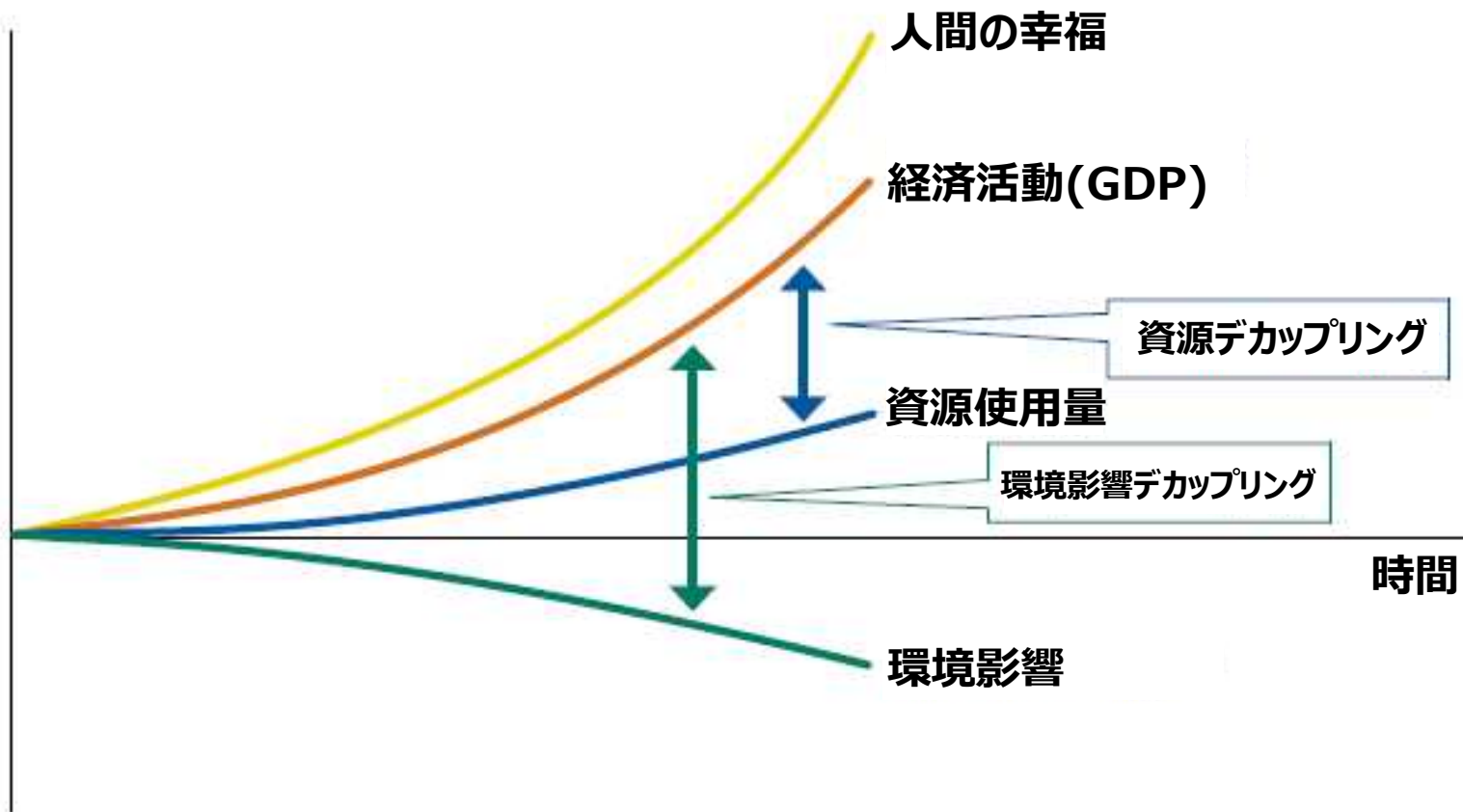


1. 資源循環政策の潮流

2. 国際資源循環への対応

資源循環関連政策の国際的な議論

- 社会が持続可能性を確保するには、より効率的に資源を利用し、資源の枯渇と負の環境影響による経済的・環境的成本を削減する必要がある。
→資源デカップリング、影響デカップリングを進める必要あり。



資源デカップリング：
経済活動と資源使用量との相関を切り離すこと

環境影響デカップリング：
経済活動と負の環境影響との相関を切り離すこと

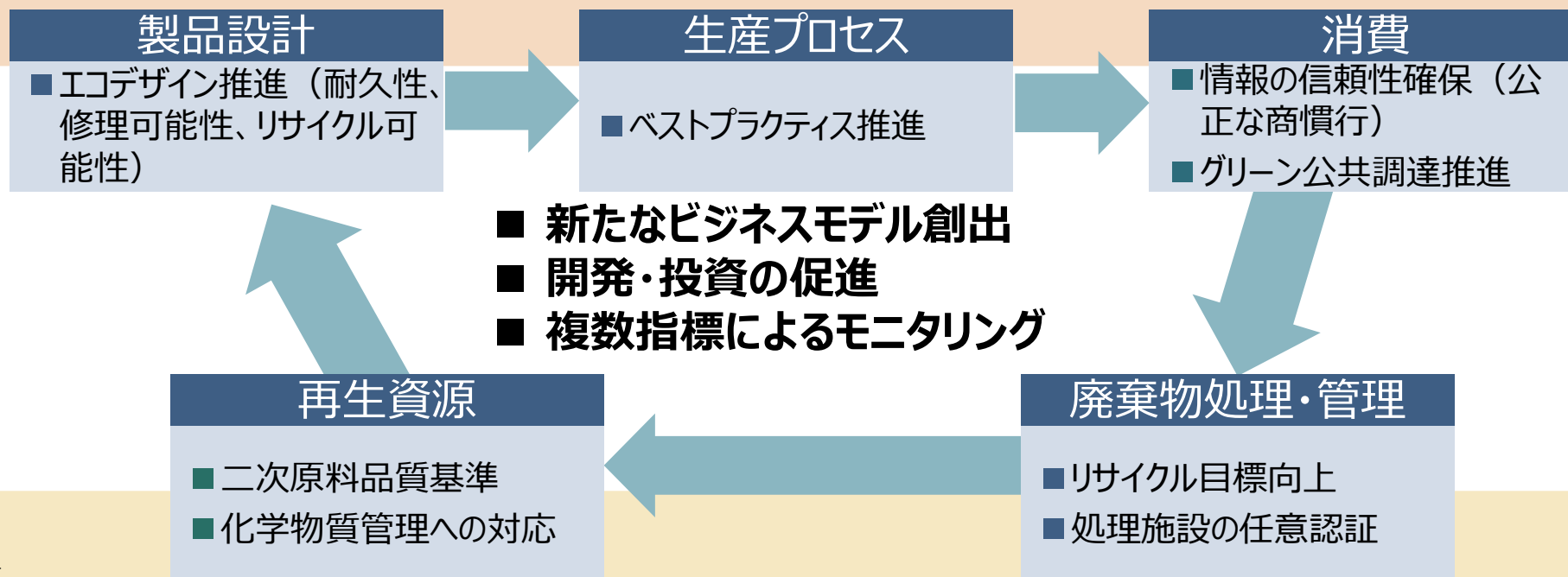
欧州における資源循環関連政策の状況

- 欧州では、2010年頃から、「資源効率・循環経済」を産業競争力強化の柱に掲げ議論を展開。
- 2015年12月には、①**域内製造業の競争力強化**、②**新たなビジネスの構築**、③**厳しい環境対策**を念頭においた、今後の方向性をまとめた「Circular Economy Package」を提示。

<政策>

- ・エコデザイン指令：耐久性、修理可能性、リサイクル可能性を踏まえた製品設計の要請
- ・BAT（Best Available Techniques）の参照文書（BREFs）：ベストプラクティスの推進
- ・環境コミュニケーション：ラベル、製品環境フットプリント

等



<政策>

- ・廃棄物枠組み指令/各リサイクル指令（容器、WEEE）：埋立廃止、リサイクル目標率の向上
- ・廃棄物処理施設への認証・規格の適用（不適正ルートの廃止、同等処理要件）
- ・二次原料の品質基準の開発・適用

等

G7における資源循環関連政策の状況

- エルマウサミットに引き続き伊勢志摩サミットにおいても資源効率性について言及

伊勢志摩サミット首脳宣言（2016年5月）

「資源の持続可能な管理及び効率的な利用の達成は、国連持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて取り上げられており、また、環境、気候及び惑星の保護のために不可欠である。」

「イノベーション、競争力、経済成長及び雇用創出を促進することも目標として、資源効率性を改善するために企業及びその他のステークホルダーと共に取り組む。」

→ 12月14～15日に東京にて日本国経済産業省主催の国際資源循環に関するG7ワークショップを開催

（参考）エルマウサミット首脳宣言（2015年6月）

- ・「持続可能な資源管理と循環型社会を促進するためのより広範な戦略の一部として、資源効率性を向上させるための野心的な行動をとる」との宣言
- ・自発的に知識を共有し情報ネットワークを創出するためのフォーラムとして、資源効率性のためのG7アライアンスの設立の合意
- ・次回サミット（伊勢志摩サミット）までに各国の取組のフォローを行うとともに、G7議長国は最低年1回G7アライアンスワークショップを開催

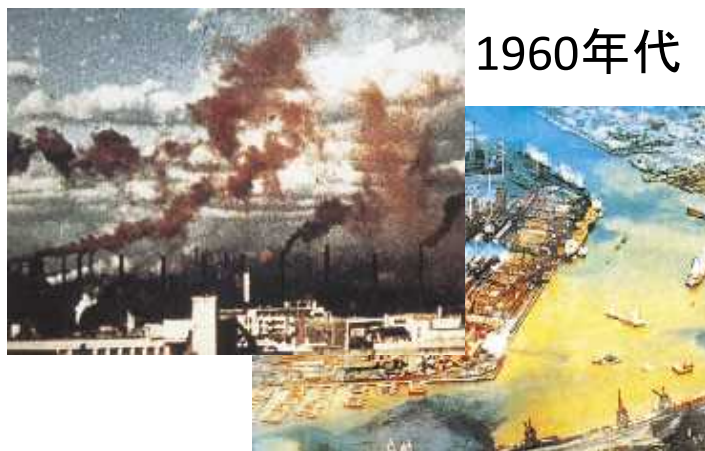
日本における資源循環関連政策の状況

- 住民自身の取組、企業・業界団体の自主的取組、法制度整備により公害を克服。
- 「循環型社会」構築の取組を世界に先駆けて開始。

年代	主な課題	代表的な法律の施行
1960～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法（1971）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源有効利用促進法（1991）
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法（2001） ・資源有効利用促進法（2001）

生活環境の保全

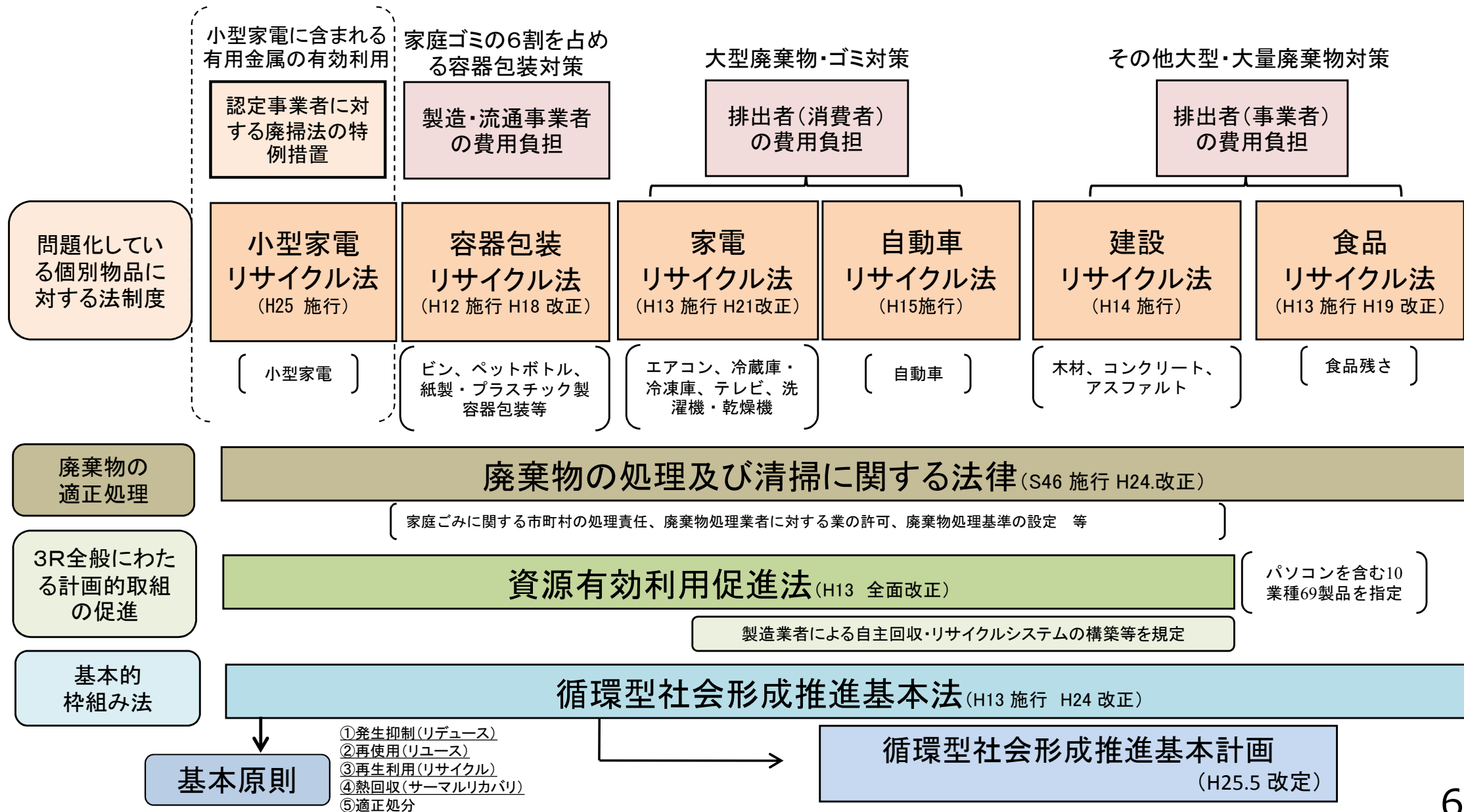
循環型社会の構築



北九州市

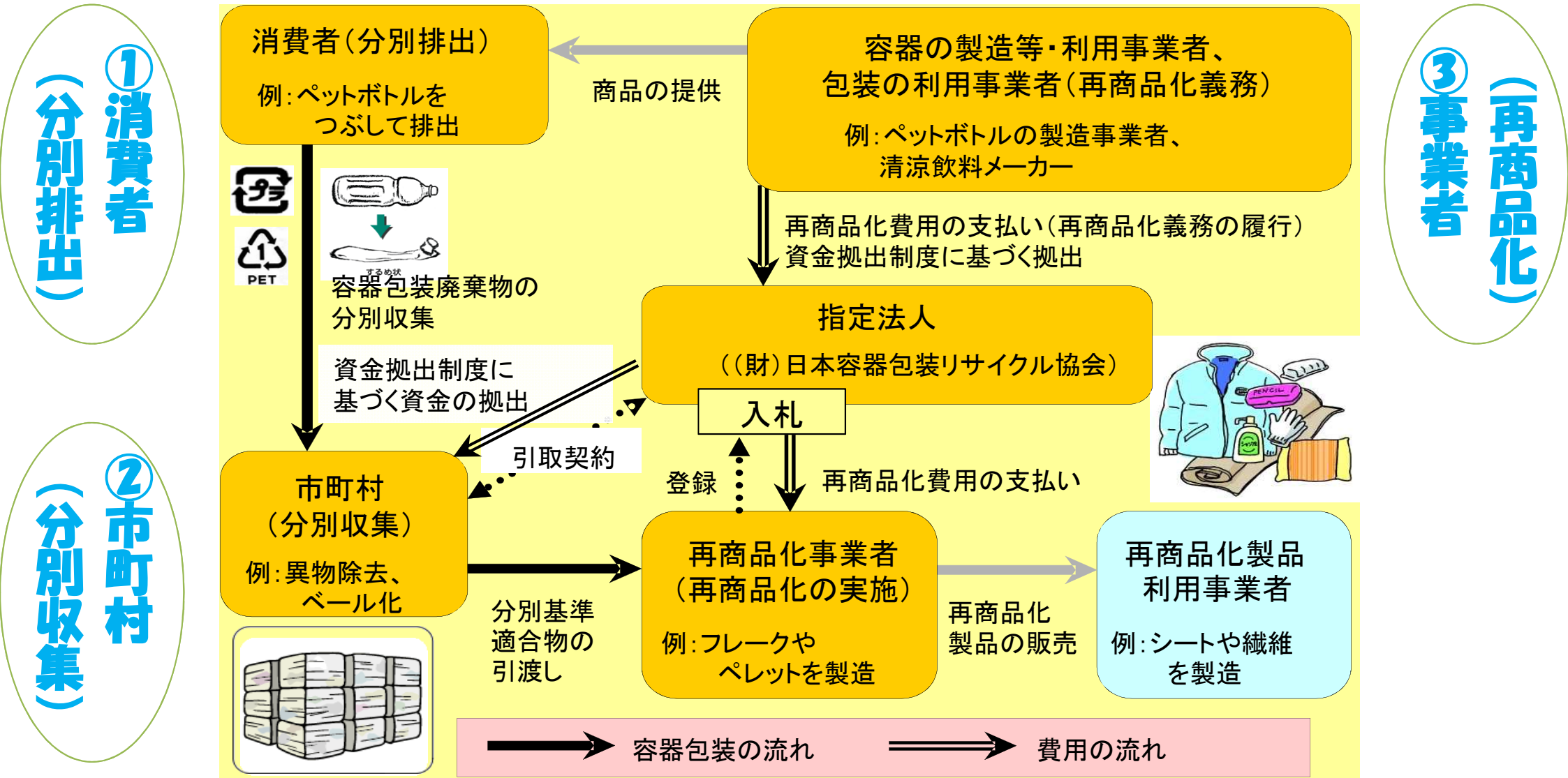
資源循環関係法体系

- 基本的枠組みとしての循環型社会形成推進基本法や、3R全般の取組を促進する資源有効利用促進法を整備。
- 廃棄後の処理が問題化している個別物品については、個別リサイクル法を整備。



容器包装リサイクル法の仕組み

- 関係者の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化・再生資源の有効利用を推進。



資源循環関連マクロ指標の推移と目標

- 各指標は向上傾向

1) 資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量



資料：環境省

2) 循環利用率 = 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)



資料：環境省

3) 最終処分量 = 廃棄物の埋立量



資料：環境省

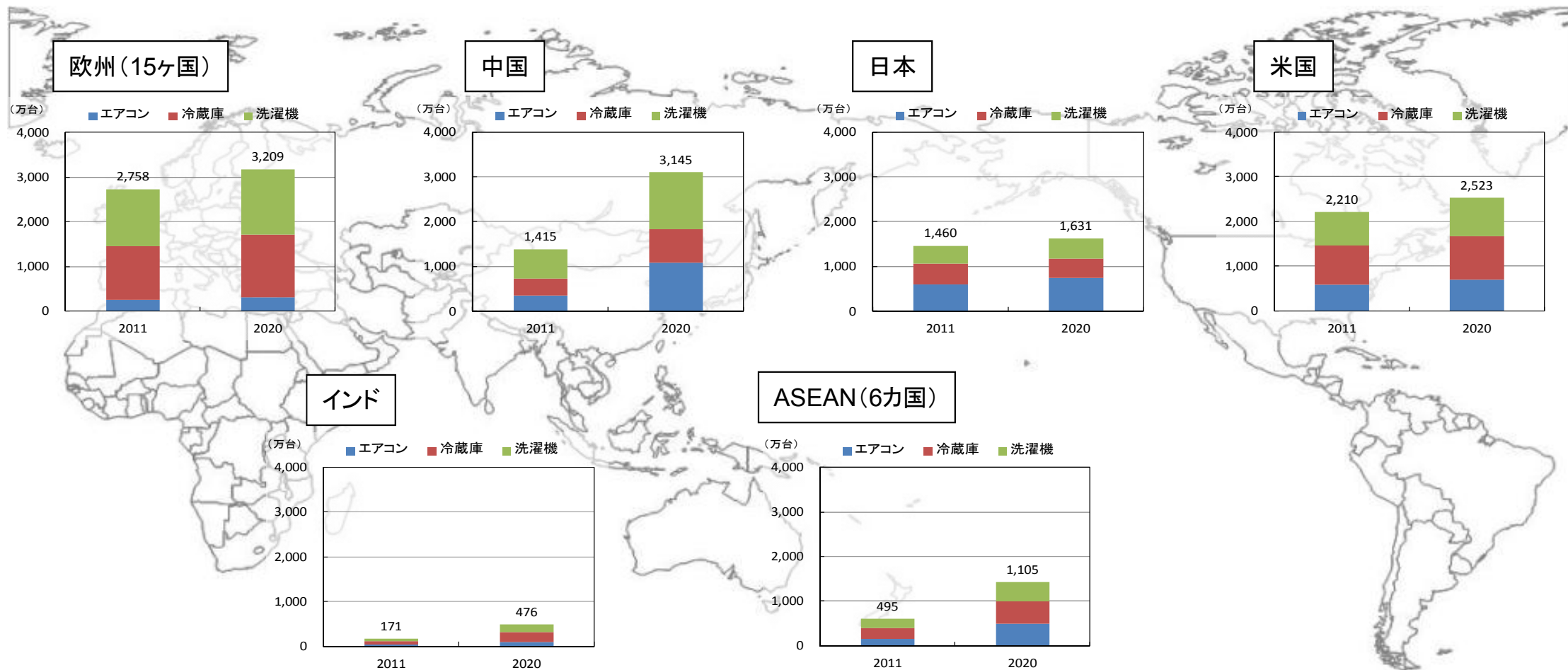
1. 資源循環政策の考え方

2. 国際資源循環への対応

世界の廃棄物発生量の見通し

- 新興国では家電販売量が急速に伸びていることから、廃棄量も増加していくと考えられる。
- 特に、中国の廃棄量は先進国を超える規模まで大きくなると見られる。

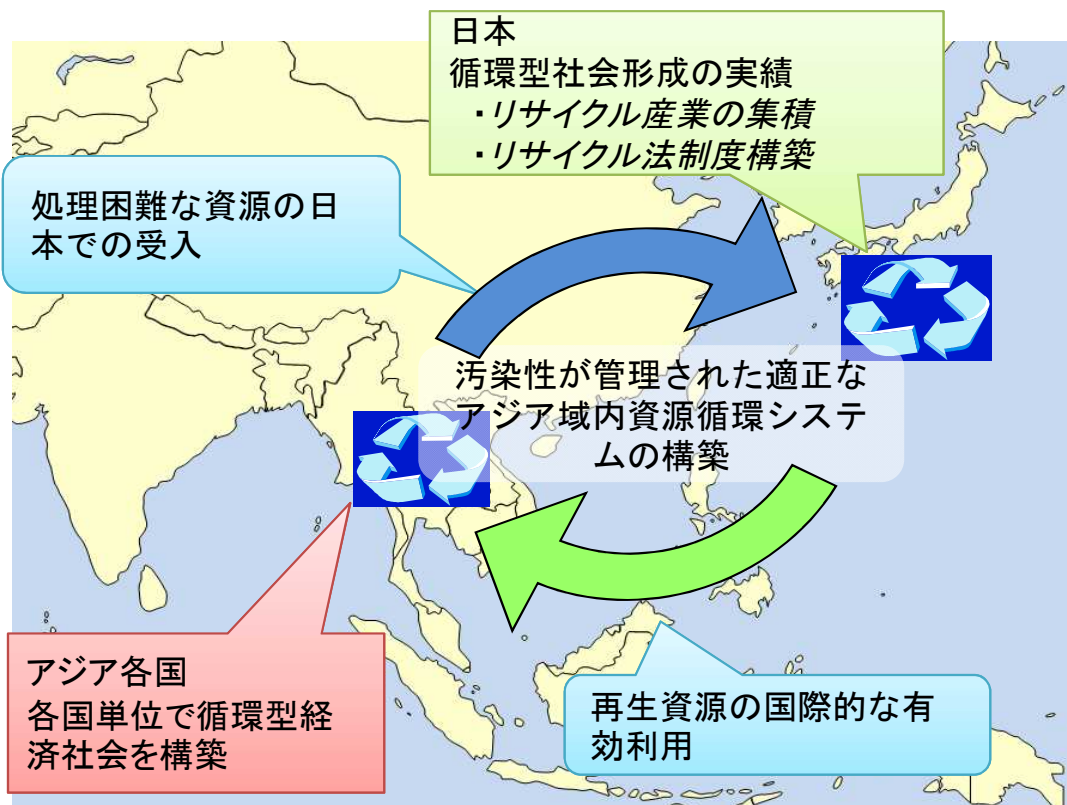
家電類廃棄量の見通し(2011年と2020年の推計値)



(資料) 各種資料から三菱UFJリサーチ&コンサルティング推計

目指すべきアジア資源循環型経済社会圏のイメージ

- 東アジア全体が持続可能な経済発展を遂げるためには、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を同時に達成することが必要。
- そのために、各国単位で3R制度の構築を進め、循環型社会の基礎作りを行うことが重要であり、日本は、自治体間連携の枠組等を通じた制度構築支援や技術・システムの現地展開を通じて支援を行う。
- その上で、高度処理が必要な資源については、日本のリサイクルインフラで受け入れるなど、汚染性が管理された適正なアジア域内循環システムを構築し、アジア大での循環型社会の実現を目指す。



現在の取組

- 各国における3R制度の構築支援
(エコタウン協力等)
- ビジネスベースでの3R技術・ノウハウの普及、必要な施設の整備

更なる取組

- 環境負荷の可視化
- 制度・システム(ソフト)と技術(ハード)のパッケージでの提供

日中循環型都市協力（日中エコタウン協力）

- 日中循環型都市協力は我が国のエコタウン整備に関する経験・ノウハウを自治体間協力の枠組みの下で移転するものであり、2007年度から開始し、これまでに7件の協力事業を実施。
- 経済産業省の支援後も、自治体及び企業レベルでの協力が行われている。

茨城県－天津市（2009年度～2011年度）

- ・TEDAにおける廃棄物管理報告制度の試験的導入の支援
- ・濱海新区におけるモデル事業（汚泥リサイクル）の事業化調査
- ・天津市・TEDA関係者の訪日研修、ビジネスマッチング等

北九州市－天津市（2008～2009年度）

- ・エコタウン（子牙環境保護産業園区）のマスタープラン策定支援
- ・自動車リサイクルの事業化調査

北九州市－大連市（2009年度～2011年度）

- ・大連国家生態工業モデル園区マスタープラン策定支援
- ・ビジネスミッション、大連市行政・企業関係者の訪日研修

北九州市－青島市（2007～2008年度）

- ・エコタウン（新天地静脈産業園区）のマスタープラン策定支援等

福岡県－江蘇省（2010～2011年度）

- ・リサイクル企業のビジネスモデル（下水汚泥・食品リサイクル）
- ・江蘇省・無錫市関係者の訪日研修を通じた交流の実施

川崎市－上海市浦東新区（2008～2009年度）

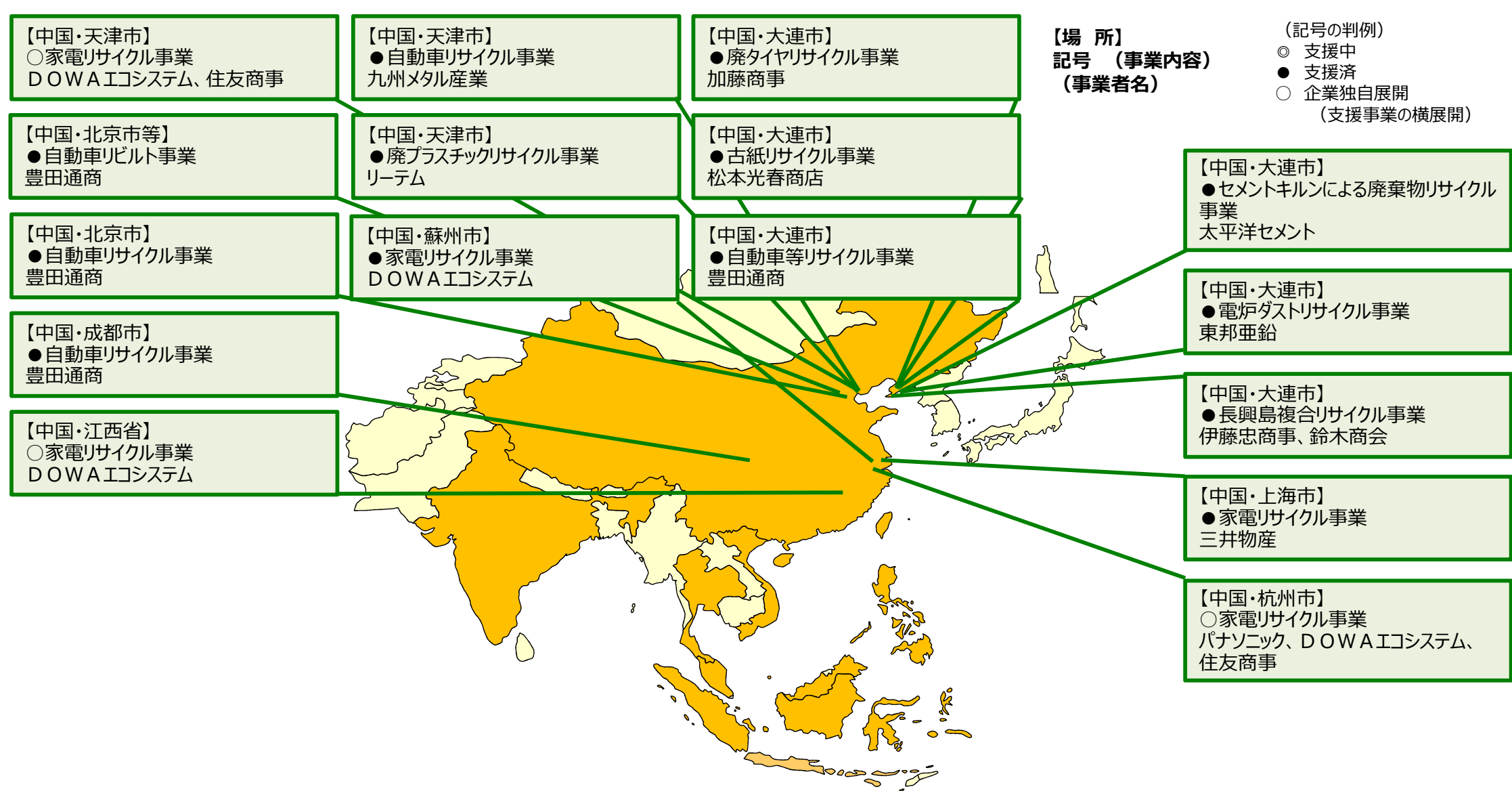
- ・家電リサイクル、蛍光管リサイクル等を対象に事業化調査

兵庫県－広東省（2007～2009年度）

- ・広州市における廃プラスチックリサイクルの事業化調査



中国におけるリサイクルビジネス F S 等の状況 (2016.10)



新たな施策の展開 1

- 相手国・自治体において適切な資源循環制度が構築されるよう、我が国・自治体が過去に実施してきた政策ツールや技術・システムの導入などの、環境負荷を低減させてきたノウハウを提供し、相手国側と一緒に推進。
- 単なるハード実証ではなく、**ソフトと一体となった実証**により、相手国が直面する環境問題を解決する方策の有効性を可視化



制度の構築・導入

- ・インフォーマルセクターのフォーマル化
- ・適切な廃棄物回収ルートの確立
- ・廃棄物の処理・リサイクル技術の向上
- ・リサイクルの推進による低炭素化
- ・再生資源供給による省資源・低炭素化



アジア大の適正かつ
安定した資源循環の構築

アジア大の
省資源・省エネルギー化

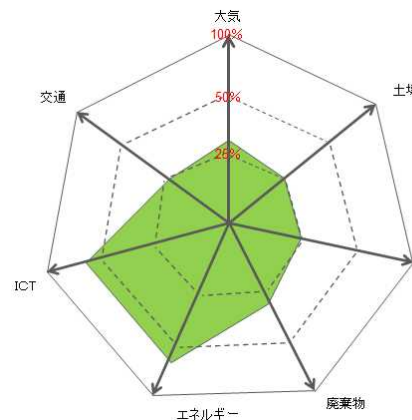
新たな施策の展開 2

- 都市の持続可能性を可視化する指標を開発し、環境負荷の現状についての気づきを促す。
- 各都市の現状に合わせたソリューション（技術・システム、制度）をパッケージで提供

サステナビリティ指標開発

・現状の把握及び課題解決のための方法論の提供

(相手国への訴求)
→ 相手国自身が現状を把握
→ 指標値公表による投資呼び込みへのアピール等



技術導入のみ

技術が機能せず、思ったように効果が出ない。

技術導入
+
制度整備

制度導入を背景とし、技術が円滑に機能し、効果を発揮。

制度の構築・導入

- ・インフォーマルセクターのフォーマル化
- ・適切な廃棄物回収ルート確立
- ・廃棄物の処理・リサイクル技術の向上
- ・リサイクルの推進による低炭素化
- ・再生資源供給による省資源・低炭素化

アジア大の適正かつ安定した資源循環の構築

アジア大の省資源・省エネルギー化

APECプロジェクト化

本年8月のAPEC高級事務レベル会合において、セルフファンドプロジェクトとして実施することにつき合意。
主要な検討の場としては、SOM Friends of the Chair on Urbanizationにて検討されることとなっている。

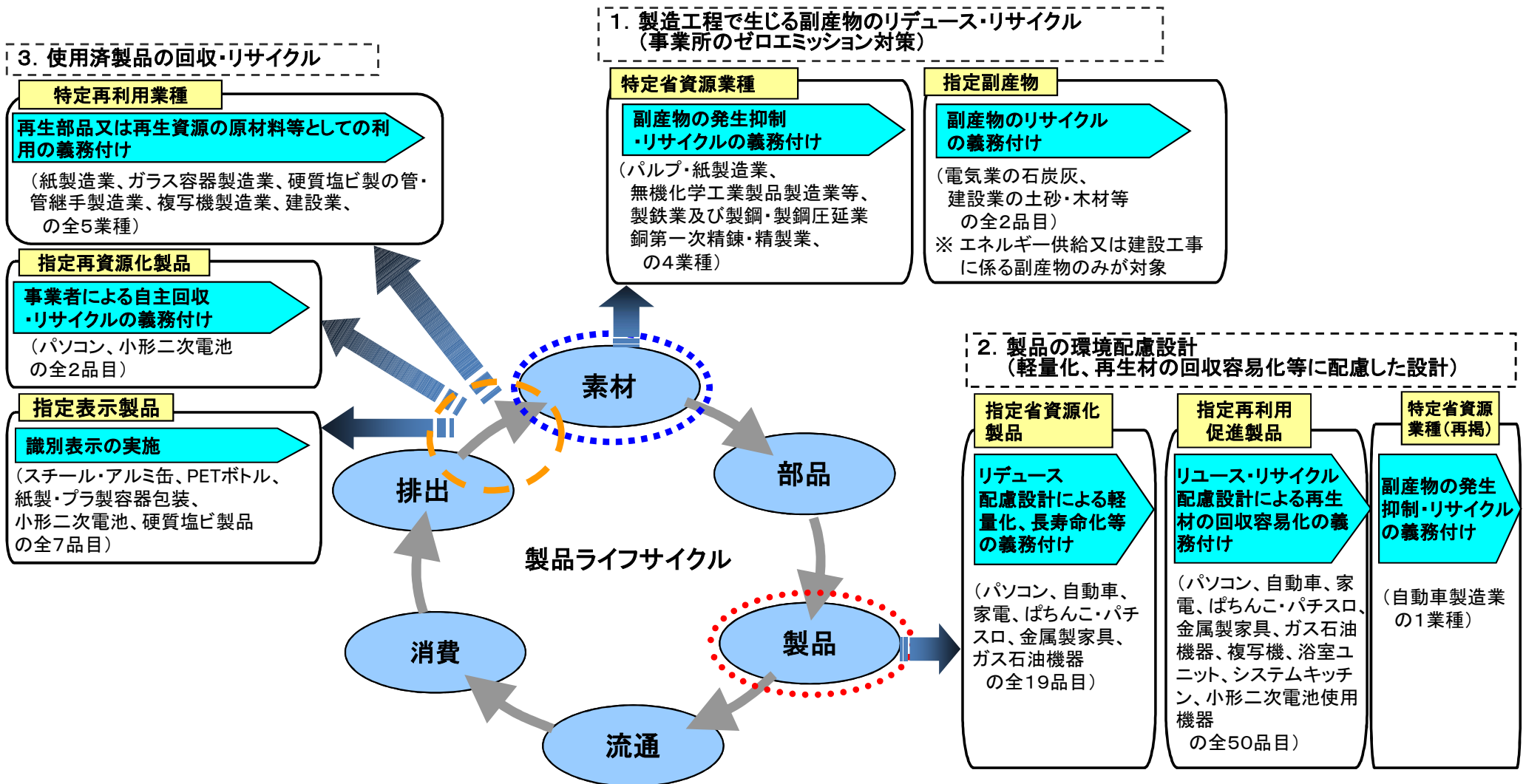
※参考資料（関連制度）

資源有効利用促進法の概要

●対象業種や対象製品(10業種・69品目)の製造業者等に対して、以下を義務づけ。

- ①製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル (事業所のゼロエミッション対策)
- ②製品の環境配慮設計 (軽量化、再生材の回収容易化等に配慮した設計)
- ③使用済製品の回収・リサイクル

●取組内容を「判断基準」として国が定め、その遵守を義務付け。(取組が不十分な場合には、勧告・公表・命令等の措置の対象)

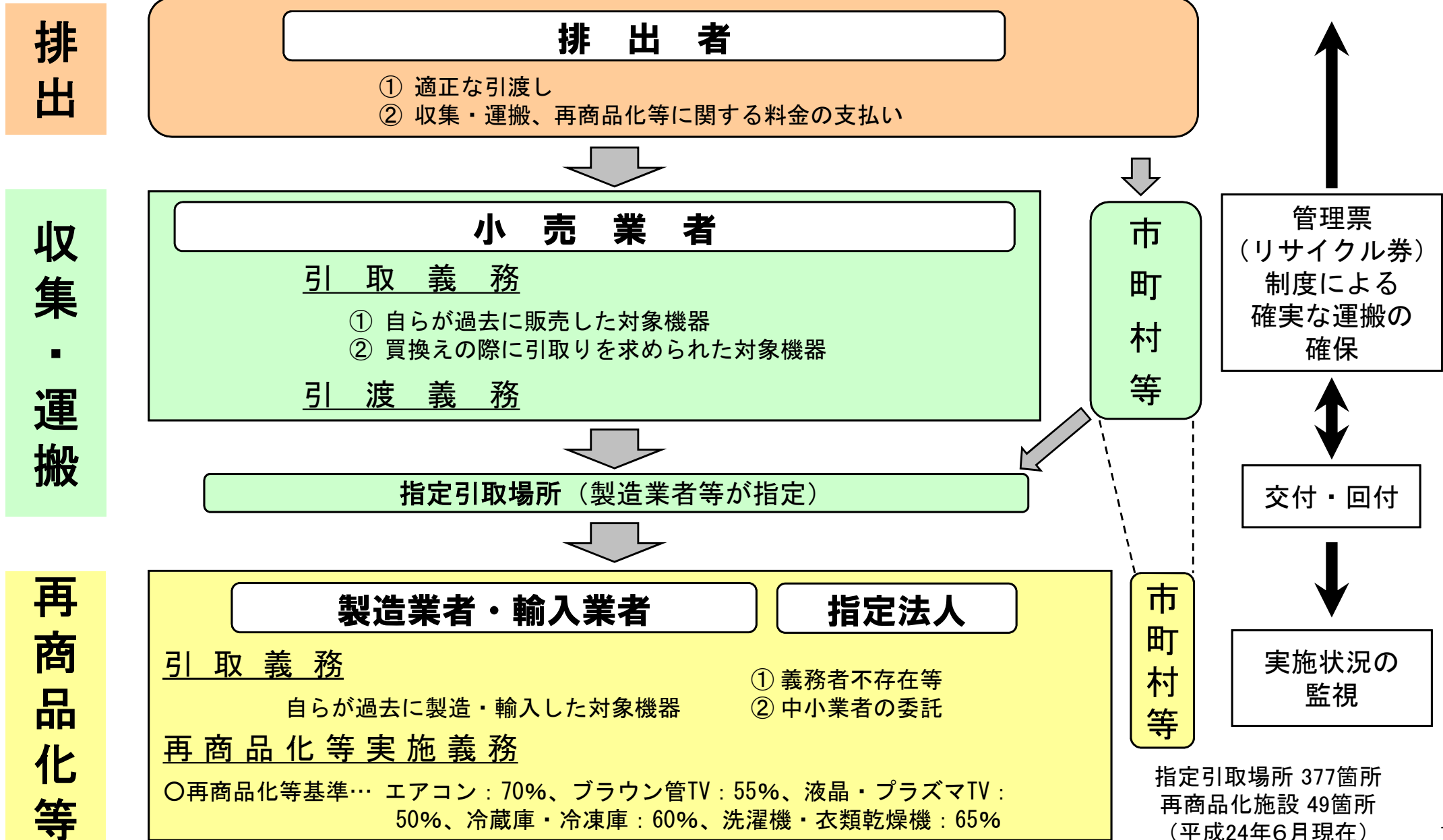


家電リサイクル法の仕組み（規制法）

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ（※）・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

（平成10年6月公布、平成13年4月完全施行）

（※）携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等を除く。



小型家電リサイクル法の仕組み（促進法）

製造業者(メーカー)の責務

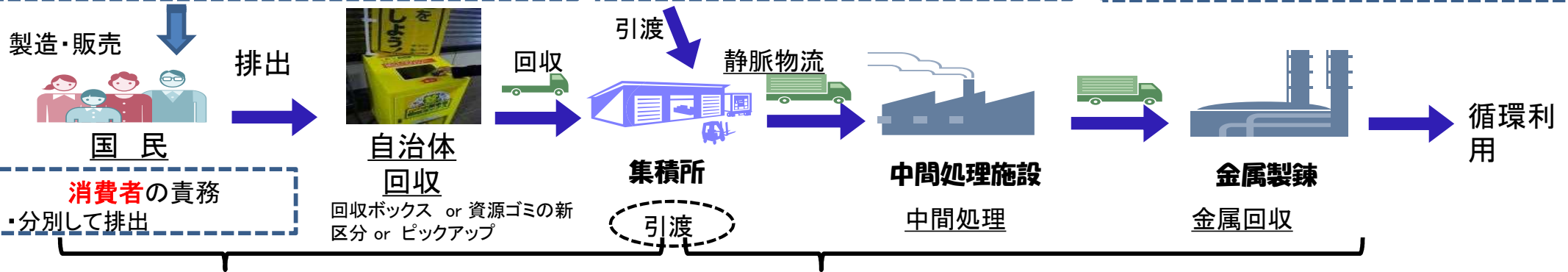
- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動



消費者の責務

- ・分別して排出

市町村の責務

- ・分別して収集
- ・認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収品目・回収方法等を選択

(産廃である使用済小型電子機器等の排出の場合)

事業者の責務

- ・分別して排出
- ・認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する**計画を作成し、主務大臣の認定を受ける**ことができる。
- ・再資源化事業計画の**認定を受けた者**又はその**委託を受けた者**が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、**市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする**。
- ・**収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。**

国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

認定申請



認定、指導・助言等

食品リサイクル法の仕組み（促進法）

（平成12年6月公布、平成13年5月施行、平成19年6月一部改正、同年12月施行）

主務大臣（農林水産大臣、環境大臣等）

- 基本方針の作成
 - ・数値目標（平成24年度までに業種別の目標値を達成）
 - ・再生利用等の方策 等
- 事業者の判断基準の策定
 - ・発生抑制の基準
 - ・減量の基準
 - ・再生利用の基準 等

（実効確保措置）

指導・助言

勧告・命令等（取組が著しく不十分）

食品関連事業者

食品の製造、流通、販売、
外食など（約24万業者）

うち年間排出量100 t 以上の者
（約1万7千業者）
※食品廃棄物全体の約5割
定期報告の義務づけ

（促進のための措置）

登録制度

再生利用事業者

荷卸しの許可
不要

食品循環資源

食品関連事業者

☆委託による再生利用を推進

認定制度

食品関連事業者（再生利用事業計画）

食品循環資源
荷積み・荷卸しの許可
不要

特定肥飼料

特定農畜水産物

再生利用事業者

農林漁業者等

☆利用を含めた計画的な再生利用を促進

- ・廃棄物処理法の特例
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

建設リサイクル法の仕組み（規制法）

（平成12年5月公布、平成14年5月完全施行）

